

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 19 日

障害福祉サービス（就労系）事業者 様

尼崎市障害福祉課

新型コロナウイルスに係る就労系の臨時的な在宅サービス提供について

平素は本市障害福祉行政の推進にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、厚生労働省から令和 2 年 2 月 20 日に通知された「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて」においては、市町村においても、例えば、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、必要に応じて、在宅でのサービス利用を認める等、感染拡大防止の観点から柔軟な対応を適宜検討する旨が示されています。

また、令和 2 年 3 月 9 日にも同省から「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 3 報）」の通知が出されているところですが、今般、これら通知にある対応等について、本市における具体的な取扱いを別紙のとおり整理しましたので、ご連絡いたします。

以 上

尼崎市における在宅サービス（就労系事業所）の取扱いについて

在宅サービスについては、事業所の体制と利用者の状況により個別に判断します

在宅サービスの可否について

<事業所 ⇒ 障害福祉課指定・管理担当 06-6489-6750>
在宅サービスを行う体制が整っているかどうかを確認 【指定・管理担当】

- * 具体的には、令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第3報)」に基づき、在宅において利用する場合の支援内容の体制を確認します。

(確認内容)

作業活動・訓練等のメニュー、在宅利用者の連絡回数、緊急時の対応、利用者との面会による評価の実施等

- * 市外の事業所（利用者が尼崎市民）については、在宅サービスについて指定権者の判断を仰ぎ、在宅サービスを認める場合のみ利用者の担当となる（南北）障害者支援課に連絡してください。



確認

体制が確保されていると認められたら、利用者の個別支援の観点から、利用者の担当する障害者支援課に報告

<指定・管理担当⇒北部・南部障害者支援課>



確認できない

認めない



北部・南部障害者支援課において、利用者毎の在宅支援の必要性等について、事業所等への確認を行い、サービス利用の可否を事業所へ連絡

【北部障害者支援課 06-4950-0374】

【南部障害者支援課 06-6415-6246】

<北部・南部障害者支援課⇒事業所>